補助事業実施スケジュール

交付決定通知書 の受領

同封の「西条市中小企業等チャレンジ事業費補助金交付(決定・ 却下)通知書」を指します。

通知書に記載されている交付決定額が事業終了後に交付を予定 する補助金額となります。

事 業 開 始

令和3年6月4日から事業を開始していただけます。

※6月3日までにお支払いされた事業費は対象経費に含むことができません。

なお、申請時に事前着手届を提出された方につきましては、 5月20日以降の事業費を対象経費に含むことが可能です。

着手届の提出

同封の「補助事業等着手届」に事業完了予定日を記入し、 記名・押印の上、事務局までご提出ください。

事業内容の変更・中止・廃止

事業内容等の変更、中止又は廃止をしようとするときは、事前に変更承認の申請手続きが必要になりますので、事務局までご連絡ください。

ただし、補助事業に要する経費の 20%を超えない変更及び、 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更は除きます。

事 業 完 了

期限:令和4年1月末

事業費の支払いが完了し、事業が終了した際には、速やかに 次の資料を添えて事務局までご提出ください。

- ①実績報告書
- ②実施内容報告書
- ③経費明細表
- ④成果物の概要が分かる資料及び写真
- ⑤領収書
- ⑥補助事業等完了届

確定通知書の受領 請求書の提出 実績報告書等を審査し、補助金の交付が適当と判断した際には、 補助金の確定額を記載した「確定通知書」を送付します。 また、同封する「請求書」に必要事項を記入し、押印の上、 事務局までご提出ください。

補助金の交付

※請求書提出後、1か月以内を目途に、補助金を ご指定の口座に振り込ませていただきます。

《西条市中小企業等チャレンジ事業費補助金事務局》

住所:〒793-0041 西条市神拝甲150番地1 西条市産業情報支援センター

電話:0897-53-0010